

面会に来られる方は、以下の事項を遵守するようお願いいたします。

- 1 あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。
- 2 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等を使用してはならないこと。
- 3 あらかじめ申し出て承認を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。
- 4 留置施設内では、必要がある場合は、着衣又は携帯品を検査したり、携帯品を職員が一時預かることがあること。
- 5 面会の際に直接金品の授受をしないこと。
- 6 留置施設の職員の職務上の指示に従うこと。
- 7 遵守事項に違反する場合は、面会を一時停止したり、終了することがあること。